

佐伯市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給金交付要綱  
(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資要綱（令和2年大分県要綱）に基づく融資（以下「特別融資」という。）を受けた者に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付することに関し、佐伯市補助金等交付規則（平成17年佐伯市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利子補給金の交付対象者)

第2条 利子補給金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本市内に主たる事業所を有する個人又は法人その他の団体
- (2) 運転資金として特別融資を受けた者
- (3) 市税を滞納していない者

(利子補給金の対象期間)

第3条 利子補給金の交付の対象となる期間は、運転資金として特別融資を受けた日から当該特別融資に係る利子（遅延損害金を除く。以下同じ。）を最初に支払った日から起算して3年を経過する日又は当該利子を最後に支払った日のいずれか早い日までの間とする。

(利子補給金の額)

第4条 利子補給金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 運転資金に限り特別融資を受けた場合 毎年1月1日から12月31日までの間に、金融機関に対し支払った特別融資に係る利子に相当する額（以下「利子相当額」という。）。ただし、特別融資の総額が1,000万円を超えるときは、利子相当額に、1,000万円を特別融資の総額で除して得た率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）
- (2) 運転資金及び設備資金として特別融資を受けた場合 利子相当額に、運転資金に係る特別融資の額を特別融資の総額で除して得た率を乗じて得た額（以下「運転資金利子相当額」という。）。ただし、運転資金に係る特別融資の額が1,000万円を超えるときは、運転資金利子相当額に、1,000万円を運転資金に係る特別融資の額で除して得た率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）

(承認申請)

第5条 利子補給金の交付を受けようとする交付対象者は、特別融資を受けた日の属する年の末日までに次に掲げる書類を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 佐伯市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給承認申請書（様式第1号）
- (2) 新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金融資に係る通知書の写し
- (3) 指定金融機関が発行する特別融資の決定に係る通知書の写し
- (4) 償還予定表の写し
- (5) 市税完納証明書。ただし、市長が関係公簿等を照会し、又は調査することに同

意をする場合は、添付を省略することができる。

(6) 暴力団関係者でない旨の誓約書（様式第2号）  
（承認等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、佐伯市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給承認通知書（様式第3号）又は佐伯市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給不承認通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

2 前条の承認を受けた交付対象者は、承認を受けた特別融資の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に変更事項を記載した書面を提出しなければならない。

（利子補給金の交付申請及び実績報告）

第7条 第5条の承認を受けた交付対象者は、佐伯市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給金交付申請書及び実績報告書（様式第5号）に市税完納証明書を添えて、毎年1月31日までに市長に提出しなければならない。

（利子補給金の交付決定及び額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による申請及び実績報告があった場合において、その内容の審査の結果、利子補給金を交付すべきものと認めるときは、利子補給金の交付の決定及び額の確定をし、速やかに佐伯市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給金交付決定及び額の確定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

（利子補給金の請求及び交付）

第9条 前条の規定による通知を受けた交付対象者は、利子補給金の交付を受けようとするときは、佐伯市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給金交付請求書（様式第7号）に佐伯市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給金交付決定及び額の確定通知書（様式第6号）の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに利子補給金を交付するものとする。

（利子補給金の交付の取消し等）

第10条 市長は、利子補給金の交付の決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該利子補給金の交付に係る決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 融資を借入れの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により、融資を受けたとき。
- (3) 融資について大分県信用保証協会が代位弁済したとき。
- (4) 虚偽その他不正の手段により、利子補給金の交付を受けたとき。
- (5) 佐伯市補助金等交付規則又はこの要綱に定める事項に違反したとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月8日から施行し、同年3月5日以降に受けた特別融資について適用する。

附 則（令和3年11月1日改正）

この要綱は、令和3年11月1日より施行する。

附 則（令和4年4月1日改正）

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

附 則（令和5年12月11日改正）

この要綱は、令和5年12月11日より施行する。

様式第1号（第5条関係）

佐伯市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給承認申請書

年 月 日

佐伯市長 様

申請者 住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者氏名）  
連絡先

佐伯市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

申請に当たっては、大分県、佐伯市及び融資を受けた金融機関の間で利子補給金の交付のために必要な情報の交換をすることに同意します。

また、申請後に申請書記載事項に変更が生じた場合は、速やかに報告します。

記

借入資金名	
資金用途	
借入先金融機関名	
借入額	円
融資実行日	年 月 日
償還期間	年 か月（うち据置期間 年 か月）
連絡先	電話 FAX E-mail

<添付書類>

- (1) 新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金融資に係る通知書の写し
- (2) 指定金融機関が発行する特別融資の決定に係る通知書の写し
- (3) 償還予定表の写し
- (4) 市税完納証明書（※下欄の同意をする場合にあっては、省略可）
- (5) 暴力団関係者でない旨の誓約書

市税の納付状況について、佐伯市長が関係公簿等を照会・調査することに

- 同意します。  
 同意しません。（※市税完納証明書の添付が必要になります。）

様式第2号（第5条関係）

暴力団関係者でない旨の誓約書

私は、下記のいずれにも該当する者でないことを誓約します。  
なお、市が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。

記

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- 4 暴力団員であることを知りながら、その者と契約を締結している者
- 5 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

年 月 日

佐伯市長 田中 利明 様

申請者住所（所在地）

（フリガナ）

申請者氏名

生年月日 年 月 日 （男・女）

※ 市では、佐伯市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

佐伯市長



佐伯市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給承認通知書

佐伯市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

借入資金名	
資金使途	
借入先金融機関名	
借入額	円
融資実行日	年 月 日
償還期間	年 か月（うち据置期間 年 か月）
利子補給対象期間	

様式第4号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

佐伯市長



佐伯市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました佐伯市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給金については、次の理由により承認できませんので、佐伯市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給金交付要綱第6条の規定により通知します。

承認できない理由	
----------	--

様式第5号（第7条関係）

佐伯市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資  
利子補給金交付申請書及び実績報告書

令和 年 月 日

佐伯市長 田 中 利 明 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

連絡先

佐伯市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給金交付要綱第7条の規定により利子補給金の交付を申請し、併せて実績を報告します。

記

- 1 利子補給金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 対象利子の償還内容 別紙のとおり
- 3 添付書類
  - (1) 利子補給金計算書
  - (2) 市税完納証明書（※下欄の同意をする場合にあっては、省略可）

市税の納付状況について、佐伯市長が関係公簿等を照会・調査することに

- 同意します。  
 同意しません。（※市税完納証明書の添付が必要になります。）



【様式第5号 別紙1】

利子補給金計算書

1 対象利子の償還内容

(1) 新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資（以下「特別融資」という）の借入合計額

【A】 \_\_\_\_\_ 円

(2) うち運転資金に係る特別融資の借入額（対象となる借入額）

【B】 \_\_\_\_\_ 円

(3) 償還内容

償還年月日	借入金残高	対象支払利子	日割り計算の有無
年 月 日	円	円	
年 月 日	円	円	
年 月 日	円	円	
年 月 日	円	円	
年 月 日	円	円	
年 月 日	円	円	
年 月 日	円	円	
年 月 日	円	円	
年 月 日	円	円	
年 月 日	円	円	
年 月 日	円	円	
年 月 日	円	円	
年 月 日	円	円	
年 月 日	円	円	
合 計	【C】	円	

氏名（法人名） \_\_\_\_\_ の償還内容について、  
上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 銀行・金庫・組合 \_\_\_\_\_ 支店 代表者 \_\_\_\_\_ (印)

2 交付申請額（1円未満切り捨て）

《運転資金に限り特別融資を受けた》

① 借入額が1,000万円以下の場合  
【C】 = \_\_\_\_\_ 円

② 借入額が1,000万円を超える場合  
【C】 × (1,000万円 / 【A】) = \_\_\_\_\_ 円

《運転資金及び設備資金として特別融資を受けた》

③ 運転資金に係る借入額が1,000万円以下の場合  
【C】 × (【B】 / 【A】) = \_\_\_\_\_ 円

④ 運転資金に係る借入額が1,000万円を超える場合  
【C】 × (【B】 / 【A】) × (1,000万円 / 【B】) = \_\_\_\_\_ 円

氏名 (法人名) \_\_\_\_\_

1 先取の場合

(1) 利子補給対象期間  
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

(2) 利子補給対象期間内の最終償還日  
令和 年 月 日  
期間内に最後に利子を支払った日

(3) 対象利子の計算基礎となる日数  
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までの \_\_\_\_\_ 日間  
(2) の翌日 利子補給対象期間最終日

(4) 上記対象利子の日割り計算

$$\frac{\text{円}}{\text{最終償還日時点の借入金残高}} \times 1.3\% \times \frac{(\text{日})}{365} = \text{円}$$

(3) で算出した日数 (円未満切り捨て)

2 後取の場合

(1) 利子補給対象期間  
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

(2) 利子補給対象期間内の利子支払い分を含む最終償還日 及びその基準日  
令和 年 月 日 → [令和 年 月 日 から 令和 年 月 日までの分]  
期間終了後の直近の償還日

(3) 対象利子の計算基礎となる日数  
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までの \_\_\_\_\_ 日間  
(2) の基準日の初日 利子補給対象期間最終日

(4) 上記対象利子の日割り計算

$$\frac{\text{円}}{\text{最終償還日の前回時点の借入金残高}} \times 1.3\% \times \frac{(\text{日})}{365} = \text{円}$$

(3) で算出した日数 (円未満切り捨て)

様式第6号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

佐伯市長



佐伯市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資  
利子補給金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった佐伯市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給金については、下記のとおり交付の決定をし、及び交付額を確定したので、佐伯市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 交付決定額及び交付確定額 円

様式第7号（第9条関係）

佐伯市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資  
利子補給金交付請求書

年 月 日

佐伯市長 様

申請者 住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者氏名）  
連絡先

年 月 日付け 号により決定通知のあった佐伯市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給金の交付について、新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付決定額及び交付確定額 円  
2 交付請求額 円  
3 振込先

金融機関名	
本・支店等名	
口座の種類	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

発行責任者及び担当者

発行責任者 \_\_\_\_\_（連絡先 - - ）  
担当者 \_\_\_\_\_（連絡先 - - ）